

# 2011年12月定例県議会

## 1 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年12月16日

### 柳下委員

- 1 奥武蔵あじさい館の今後のあり方を検討する中で、地元の飯能市と協議をしてきたとのことだが、どのような内容なのか。
- 2 開設してから現在までの利用者数の累計はどれくらいか。
- 3 東日本大震災後、利用者数は激減してその後回復傾向にあるとのことだが、その状況について詳しく教えてほしい。
- 4 現場では、朝市や陶芸教室を開催するなど、さまざまな努力を行っているが、利用者を増やすために、県としてはどのような努力を行っているのか。
- 5 指定管理者の指定期間は、おおむね5年程度である。その期間の中で改善のための計画を立て、実行するのだと思う。わずか1年という期間で、その後は民間企業に売却される可能性があるという状況では、指定管理者のモチベーションも低下してしまうのではないか。
- 6 県は、利用者の意見を直接聞いてきたのか。聞いてきたのであれば、具体的にどのような意見があったのか。
- 7 奥武蔵あじさい館で働いている方はどれくらいいるのか。また、そこで働いている方からは今後の雇用について不安の声が寄せられているが、県としてはどう考えているのか。

### 高齢介護課長

- 1 これまで16の民間事業者に譲渡の打診をしたが、良い返事は得られていない。飯能市からは、奥武蔵あじさい館の収支改善、増収策として「各種団体への利用呼びかけ」や「市役所各部署による宴会等の協力」などの提案をいただいているが、大きな成果に至っているものはまだ

ない。そこで、今年8月に県、市、指定管理者の3者で検討の場を設けた。その中で、飯能市内で予定されているイベントについて具体的な情報提供をしてもらえれば、指定管理者としては営業活動を行いやすいという意見が指定管理者から寄せられた。現在では、飯能市から指定管理者にイベントカレンダーが提供され、これにより指定管理者が効率的な営業活動を行っている。

- 2 開設から昨年度までの累計利用者数は、宿泊利用が約40万人、休憩利用が約73万人である。

### 高齢介護課長

- 3 東日本大震災後の利用状況については、震災のあった3月が前年度に比べ68.9%の減、4月は38.5%の減となっており、3月から4月にかけて大きな影響を受けた。その後、5月は2.5%の減、6月は12.7%減、7月が6.8%の減、8月が0.8%の減、9月が7.1%のプラスということで、7月以降は回復基調にある。
- 4 県としては、指定管理者による運営のより一層の弾力化を図り、民間経営のノウハウを最大限発揮できるような環境を作ることが大切であると考えている。同時に、指定管理者任せにせず、県としても積極的に経営改善に努力すべきということから、老人福祉施設協議会などの関係団体に働き掛け、利用促進に努力している。また、ポイントカードを発行しており、リピーター確保に努力している。現在までに8,000人以上がポイントカードを利用している。
- 5 指定管理者にはいろいろ苦勞をかけている部分もあるが、指定管理者の側でも県の考え方をよく理解いただき、協力的に対応してもらっている。協力してもらっている指定管理者のため

にも、早急に結論を出すように努力してまいりたい。

- 6 指定管理者が随時アンケートを実施し、利用者の意見を聞くようにしている。県としても、そうした利用者の声を踏まえて対応してまいりたい。
- 7 奥武蔵あじさい館のパート職員68人のうち、飯能市民は55人と8割以上を地元の方が占めている。

#### 柳下委員

- 1 利用者から寄せられたアンケートの具体的な内容について教えてほしい。
- 2 指定管理者任せでなく、県としても利用者を増やすための努力を行っているとのことだが、その努力の具体的な内容について教えてほしい。
- 3 奥武蔵あじさい館のパート職員68人のうち55人が飯能市民とのことだが、万が一この施設が民間に譲渡された場合、どのように地元雇用を確保するつもりなのか。

#### 柳下委員

- 4 飯能市からも具体的な要望があったと思う。市としては、県の施設としてしっかりと残してもらいたいという意向であり、市に任されても困るという話である。飯能市長も、奥武蔵あじさい館設立当初の趣旨を活かして県の施設として存続してもらいたいと述べているが、県はどう考えているか。
- 5 ホテル事業者に打診しても譲渡先が見つからないということだが、あの立地条件で民間企業が運営するのは厳しいのではないかと。県としては、原点に立ち返って、地元利用者を増やす方策を考えるべきと思うがどうか。

#### 高齢介護課長

- 1 利用者から寄せられたアンケートの具体的な内容であるが、奥武蔵あじさい館を選んだ理由の中で一番多かったのは「以前利用してよかったから」、次いで「60歳以上の利用料金が安い

から」であった。今後も利用者の声に応えた運営を行ってまいりたい。

- 2 県としては、奥武蔵あじさい館の利用を促進するため、各関係団体にレクリエーション事業としての利用を働き掛けており、興味を持った一部関係団体が現地視察にも行っている。こうした働き掛けを継続し、利用者の増加に結び付けてまいりたい。
- 3 朝が早く夜遅いという宿泊施設の性格上、地元雇用が前提になると考えている。仮に民間企業に譲渡しても、地元雇用を前提に検討してまいりたい。
- 4 飯能市からは存続の要望をいただいているが、県の考え方は飯能市にも理解していただいていると認識している。今後も飯能市と意思疎通を密にしながら進めてまいりたい。
- 5 譲渡先の民間業者が見つからない点については、ホテル・旅館業を取り巻く環境は厳しいものがあるが、こうした厳しい状況をチャンスに変えることができる企業もあるのではないかと考えている。今後は、公益法人などにも幅広く働き掛けてまいりたい。

また、収支改善策についても、指定管理者を含めてしっかりと行ってまいりたい。

**柳下委員** さいたま市内の浦和東武ホテルが撤退したように、ホテル・旅館業は全国的に厳しい状況にあり、譲渡先を見付けるのは難しいと考える。「以前利用してよかったから」、「60歳以上の利用料金が安いから」などの利用者の意見をもとに、今の施設をより良くしていく方が現実的である。奥武蔵あじさい館は、埼玉県奥武蔵あじさい館条例に規定されているとおり、単なる旅館ではない。奥武蔵あじさい館の運営を通じて、関係諸団体を含めた活性化を図っていくこともその役割である。1年という指定管理期間を繰り返すのではなく、民間譲渡そのものをあきらめるべきと考えるがどうか。

**高齢介護課長** 民間であっても低料金で、バリア

フリー化された施設は多くなっている。そういう施設でないと、今後勝ち残っていくことはできない。しばらくは、しっかりとした経営理念と経営基盤を持った企業があるのではないか、という考えで検討を進めてまいりたい。

**柳下委員** 希望的な観測に聞こえるが、1年後に結局また相手が見つからなければ、もう1年延長となるのか。

**高齢介護課長** 1年という限られた期間の中で、しっかりとした検討と行動を起こす考えである。引き続き最大限の努力を行ってまいりたい。

**柳下委員**

1 第113号議案について、これまで地域医療再生基金を活用して、どのような事業を行ってきたのか。

2 第114号議案について、以下の点を伺う。  
病院事業会計の資産購入費2,315千円の土地鑑定評価の委託手続きについて、算出根拠と合わせてどういう手続きで行っていくのかを明らかにしてほしい。

3 9月定例会で「県立小児医療センターの存続に関する請願書」が趣旨採択されたが、その中身は現在の県立小児医療センターの機能を現地に存続していただきたいというものだった。知事も本会議で、高度かつ専門の病院機能を切り離すことは、その性格上困難であると答弁していた。この請願は趣旨採択されており、議会の意向を完全に無視することは許されないと思うので、私は現時点で新都心への移転が決まったものとは受け止めていない。機能を現地に存続する考えはないのか。

4 県立小児医療センターのさいたま新都心第8-1A街区への移転をめぐって、さいたま市岩槻区や蓮田市はもとより、センターの地元である東部医療圏、中央医療圏でも反対の声が広がっている。伊奈町では患者家族を中心に署名活動が広がり、蓮田市では12月17日の説明会に先

立って存続を求めるパレードも予定されていると聞く。すでに実施された岩槻区の説明会では、住民からどのような声が出されたのか。

5 埼玉県は人口あたりの医師数が全国一少ないことで知られているが、センター周辺の医療圏は、その埼玉県の平均にさえ達していない。このような医師数の少ない地域の対策を、県はどのように講じているのか。また、3次救命救急センターが東部北・中央医療圏には一つもない。これまでは高度医療機関の小児医療センターが重篤な救急患者を引き受けてきたが、移転してしまったら1時間近くかけてさいたま新都心まで搬送しなければならない。このように、この地域に救急センターや周産期センターなど医療資源が乏しい状況について、どう考えているのか。

6 県立小児医療センター周辺の中央医療圏は、長年にわたって2次救急輪番体制が埋まらない。センターがさいたま新都心に移転したら、こうした輪番空白日にどのように対応するのか。

**柳下委員**

7 東部北医療圏の土屋小児病院は、平成24年度に新病棟をオープンさせる予定で準備を進めているが、土屋小児病院で話を伺ったところ、24時間365日での対応は大変であると聞いた。また、新病棟の建設補助金も減額されたと聞く。県立小児医療センターが移転した後は土屋小児病院に任せれば、という県の考えは甘いのではないか。

8 県立小児医療センターに通い続けている難病患者の家族の中には、センターの近接地に自宅を購入して通院している方もいる。センターが大学病院以上に質の高い病院だからということで、子どもを抱えて転居した人に対して、急に移転するのはあまりにもむごい。病院までの所要時間が、これまで10分程度だったものが40分、場合によっては1時間以上かかることになる。こういうお子さんは経管栄養や酸素ボンベなどの医療機器をつけた移動を余儀なくされる。

渋滞も発生するさいたま新都心で、現在センターに通う子どもたちは耐えられるのか。病院として大丈夫であると保障できるのか。

9 センターに通院する保護者の話では、受診予約は大変困難であるとのことである。電話をかけても、話中でつながらない。診療科によっては2ヶ月、3ヶ月、中には半年待ちもあるという。さいたま新都心に移転することで患者数が増加し、この状態にさらに拍車がかかる可能性がある。県は患者数の変化をどのように予想しているのか。

10 現在の7分の1の敷地に小児医療センターが移転するのであれば、当然高層化が予想される。10階以上とも言われている。

この中に特別支援学校とさいたま市の施設もすべて納めると言われている。今でも4階以下と定められている特別支援学校のプールや体育館、農園をどこに配置するのか。現在と変わらない環境を保障できるのか不安である。災害時に大きな不安のある高層化が、小児医療機関として望ましいのか。震災が発生してエレベーターが止まった場合、子どもを抱えてどのように避難するのか。

11 難病患者が通う病院は駐車場の完備が必要である。移転すれば他の地域からの患者が集中する可能性がある。駐車場は確保できるのか。職員も準夜勤や夜勤のために駐車場が必要だが、職員の駐車場はどのように確保するのか。

#### 柳下委員

12 患者やその家族をはじめ、医療関係者にも周辺住民にも何の情報も提供されず、知事もこの点は反省していると答弁している。

病院内部では、どのような検討がされてきたのか。私はかつて医療関係の仕事に従事していたから分かるが、新しく病院を作る際は各部門がそれぞれ検討し、全体の検討会議を開くなど、大変な手間がかかる。今回の移転は、知事の発表があってから急に始まったような印象を受けるが、その点についてはいかがか。

13 説明会が岩槻区と蓮田市で開かれているが、他の自治体でも実施を検討すべきではないか。

14 地域医療を担っている医療関係者に対しても、丁寧の説明すべきである。小児医療センター周辺の産婦人科、小児科は、大変な不安を抱えている。議会答弁でも名前が挙がった春日部市立病院や土屋小児病院に対しても、まだ一言も説明もないと聞いている。丁寧に説明し意見に耳を傾けるべきではないか。

#### 経営管理課長

2 まだ病院局の方で持ち分等は決まっていない。今後予算を計上する中で、議会の了解を得て確定するものと考えている。現在、病院局としては1ヘクタールを想定しているので、1.4ヘクタール分の1.0ヘクタールということで、全体の鑑定費の約68%を病院局の負担金として計上したものである。土地鑑定評価の委託手続きは、企画財政部で行う予定である。企画財政部に確認したところ、契約方法等は決定していないが、鑑定料は決まっているので随意契約で行うとのことである。

3 病院局としても、9月定例会で請願が趣旨採択されたことは尊重している。検討を重ねた結果、先日の知事答弁にもあったとおり、県立小児医療センターは全体でひとつの高度専門医療の機能を発揮しているの、現在地に一部の機能を残した形での移転は困難であると考えている。

4 12月10日の土曜日に、岩槻駅前のワッツルームで説明会を実施した。住民の参加者は68名で、1時間40分ほど行った。「現在地に残ってほしい」という意見が一番多かった。また、移転後の小児救急医療体制についての質問や、耐震化をしっかりとすれば現在地でも存続できるのではないかという意見が出された。

#### 経営管理課長

8 委員御指摘のとおり、現在の県立小児医療センター近辺に自宅を購入された方々には御不便

をかけることになると思う。しかし、仮にさいたま新都心に移転になった場合でも、そういった方々に対して十分な医療を提供できるように努めてまいりたい。

- 9 受診の予約が困難であるという話は伺っている。新病院の建設に当たっては、そういった点で御迷惑をかけないように努力してまいりたい。
- 10 与えられた条件の中で、患者、御家族、御利用の方に御不便をかけないような形で努力してまいりたい。特別支援学校のプール等については、現在教育局で検討しているの、一緒に入ることを前提に検討しているが、具体的な内容については答弁を差し控えたい。
- 11 現在、患者用の駐車場が約300台分ある。さいたま新都心に移転になった場合でも、患者やその御家族に迷惑をかけないために、駐車場や動線等については十分検討してまいりたい。また、準夜勤や夜勤の職員の駐車場についても、確保する方向で検討してまいりたい。
- 12 知事による6月2日の整備イメージの発表を受けて、7月から病院内部でワーキンググループを作った。各セクションの代表、県庁内の関係部局である新都心医療拠点企画室や医療整備課、病院局経営管理課、特別支援教育課などで構成し、これまで6回ほど検討を行ってきた。検討内容は、さいたま新都心への移転に際しての各セクションのあり方や、新病院のあり方についてである。
- 13 地元説明会は12月10日のほか12月17日開催する予定である。今後も、地元の要望に応じて開催してまいりたい。
- 14 県の医師会を通じて、地元の医師会長等とは意見交換を行った。今後、要望があれば説明会、意見交換等をしてまいりたい。

#### 医療整備課長

- 1 これまでの基金は2次医療圏を対象としており、西部第一保健医療圏においては、総合周産期母子医療センターの整備や小児救急医療体制整備のため、所沢市民医療センターの施設整備

を行った。利根地域においては、医療連携ネットワークシステムの構築や、小児専門拠点病院として土屋小児病院の整備を進めている。

#### 発言者発言要旨

##### 医療整備課長

- 5 利根地域においては、救急センターに関しては済生会栗橋病院で整備を進めている。周産期センターは、運営可能な中核的病院がないことは事実である。医師の確保については、救急や周産期の医師確保に重点を置いて、今後とも臨床研修医や後期研修医に対する資金貸与事業等を実施していく。
- 6 土屋小児病院の増床により対応するとともに、済生会栗橋病院も救命救急センターに向けて救急機能の強化を図っている。
- 7 土屋小児病院では、増床に伴い医師をはじめとする医療スタッフも増員すると聞いている。これにより、対応は可能と考えている。また、土屋小児病院の新病棟の建設にあたっては、基金から8割を補助し、残りの2割を国庫補助と自己資金で対応するという枠組になっている。今回、国庫補助が減額されたことにより、土屋小児病院の自己負担分が増えてしまったが、基金による補助割合の変更はない。

##### 柳下委員

- 1 9月定例会で、小児医療センターの機能を現地に残してほしいという請願を趣旨採択した。請願を趣旨採択したことは尊重するということがあったが、その存続をどのように検討しているのか。
- 2 さいたま新都心での医療環境の整備にあたっては、急性期の患者を中心に受入れていくことになると思うが、急性期を脱した慢性期の患者についてはどのように対応するのか。
- 3 他県では、産科を持つ小児病院があるが、本県でも県立小児医療センターに産科を持つことについて検討しているのか。

- 4 総合周産期母子医療センター整備の今後の見通しについてはいかがか。自治医大医療センターに整備するという話も聞いているが、その点についてはどうか。

#### 経営管理課長

- 1 請願については尊重してまいりたい。しかし、県政の重要課題である総合周産期や小児救急の観点で検討すると、現在の構想を進めていきたいと考えている。どうか御理解を賜りたい。
- 2 今回の移転については、急性期の患者が中心であり、慢性期の患者については予定していない。ただ、委員御指摘のとおり、慢性期の患者についても県政の課題であると認識している。
- 3 総合周産期となる場合、合併症をもつハイリスク妊婦を受入れていくことになるので、産科や小児の診療科だけでなく、大人の診療科も持たなければならないが、症例数などを考えると難しいと考えている。

#### 医療整備課長

- 4 総合周産期センターは現在の一極体制から、荒川の東側のさいたま新都心に2か所目を整備する二極体制を目指している。自治医科大学は人材の確保が厳しく、NICUの増床はままならないと聞いている。まずは、地域周産期母子医療センターとしての充実を働きかけてまいりたい。

柳下委員 第113号議案、第114号議案及び第133号議案について、反対の立場から討論を行う。

まず、第114号議案のさいたま新都心第8-1A街区の土地取得にかかる土地鑑定評価費負担金は、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転を推進するものであり、反対である。その理由の第一は、県議会で趣旨採択された現在の小児医療センターの機能を現地に存続していただきたい、という請願に一切答えていないからである。理由の第二は、移転が人的にも

施設的にも脆弱な東部北・中央医療圏の小児医療体制に大きな空白を生むからである。第三は、移転は現在センターに通っている難病患者などの保護者に多大な負担をかけるからである。第四はさいたま新都心では小児医療機関として十分な療育環境を保障できないからである。第五は、未だ内部の検討も周辺自治体の住民への説明も不十分であり、患者の保護者、障害者団体、周辺の医療関係者にも説明を一切していない中、意見も聞いていないからである。以上の理由により、第114号議案に反対するものである。

なお、第113号議案については、本委員会の予算に反対するものではないが、企画財政委員会に付託された土地鑑定評価費に、第114号議案で述べた理由により反対とするものである。

次に、第133号議案について、選定理由として奥武蔵あじさい館は近年、低料金の民間宿泊施設や近隣の日帰り入浴施設が増加し、利用者数が減少傾向にある、こうした状況の中で指定管理を平成23年度の1年間として今後の施設の在り方を検討してきたが、平成23年度末までに結論を出すことが難しい状況になっている。今後さらに検討する必要があるため、さらに1年間、現在の事業者を随意選定したいとのことである。指定出資法人あり方検討会の報告では、県が宿泊施設を設置する必要性に乏しいことから、民間への譲渡を検討すべき、としている。しかし、奥武蔵あじさい館は、条例第1条にもあるとおり、高齢者・障害者及び母子に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、その健康増進と世代間交流を図るための施設であり、普通の旅館とは違う宿泊施設である。

設置した時にも、飯能市にも大変な協力をいただき、全市をあげて存続を願っている。1年という短い指定期間は、会社としても見通しが立たないばかりでなく、地元雇用としても現在、55人の方達があじさい館で働いているが、自分たちはどうなるのかと不安の声を寄せている。3.11の大震災をくぐって、地域の絆の大切さ

が叫ばれている中で、利用者が減ってきているからという理由で1年という異例な指定管理者の選定は自治体として取るべき態度ではない。利用者・労働者いじめではないか。許されないことである。以上の理由から、この議案には反対である。

**柳下委員** 小児医療センターがこれまで果たしてきた県の第3次救急医療機関としての役割は非常に大きい。これだけの人口を抱える埼玉県であるから、産婦人科を含めた総合病院をきちんと建設し、そのうえで小児医療センターも作るべきである。県西部の重要な医療機関である埼

玉医科大学においても、半数のハイリスク妊婦を東京に受け入れてもらっているという現状がある。その背景にあるのは、何といても医師不足の問題であり、病院の勤務医が疲弊していることだ。県は、医師確保対策についてどう考えているのか。

**病院事業管理者** 県立病院については高度医療機関ということで、医師はかなり集まっている。仮にさいたま新都心に移転した場合、機能的にさらに充実するので、医師は確保できると考えている。